

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5022A	5022001			z02001	内閣官 房、人事 院、内閣 府、公正 取引委員 会、警察 庁、防衛 省、金融 庁、総務 省、法務 省、外務 省、財務 省、文部 科学省、 厚生労働 省、農林 水産省、 経済産業 省、国土 交通省、 環境省	-	金銭債権の譲渡先が金融機 関の場合、譲渡禁止特約を すでに適用除外している。	d	-	対応済み	-	-			-	社団法人 第 二地方銀行 協会	1	A	国・地公体等の公的機関向 け金銭債権の譲渡禁止特 約の適用除外 (譲渡先が金 融機関の場合)	民間企業の国・地公体等公的機 関向け金銭債権については、売 買契約・請負契約上、譲渡先が 金融機関の場合は債権譲渡禁止 特約の適用除外とすることを統一 化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権に は譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小 企業の資金調達のために売掛債権担保融資を 行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間 を要することから、中小企業の円滑かつ機動的 な資金調達は阻害している。		
5065A	5065014			z02002	人事 院、総 務省、	官民人 事交流 法	信用金庫連合会は、官民人 事交流法第2条第2項に定 める「民間企業」として規定さ れていない	b		・今回の要望について、要望主体にヒ アリングを行うとともに、信用金庫連合 会が官民人事交流法第2条第2項に 定める「民間企業」に該当するか否か の判断に必要な資料の提出を求めた ところであり、今後それらの資料内容 を精査の上検討を進めてまいりたい。		早期の実施につき、前向きにご検討 いただきたい。	b	今回の要望について、要望主体から資 料等の提出を受け、その内容について さらに確認すべき事項を問合わせてい るところであり、その回答を待ってさら に検討を進めてまいりたい。	社団法人全 国信用金庫 協会・信金中 央金庫	14	A	官民人事交流法の信用金 庫連合会への適用	(官民人事交流法の規整の緩和) 右記同様	国と民間企業との間の人事交流に関 する法律第2条第2項に定める「民間 企業」に信用金庫連合会を加える。	信用金庫連合会は、現状、官民人事交流の対 象となる民間企業に該当しないため、その職員 を国の機関の職務に従事させるためには、当該 職員をいったん他の企業に雇用させること等が 必要となるなどの問題がある。信用金庫連合会 は、国等の出資を受けてない純粋な民間の本邦 法人であり、官民人事交流法第2条第2項第5 号の要件を満たすものと考えられる。	国と民間企業との間の人事交 流に関する法律第2条第2項	新規	